

## 北海道 150 年ロゴマーク使用要綱



その先の、道へ。北海道  
Hokkaido. Expanding Horizons.

北 海 道

## 1 要綱の趣旨

本要綱は、北海道 150 年事業のシンボルとなる「北海道 150 年ロゴマーク」を、北海道を愛する皆様方にご使用いただくために、使用に当たっての必要な事項を定めたものです。

### 【北海道 150 年とは】

2018 年(平成 30 年)に、本道が「北海道」と命名されてから 150 年の節目を迎えます。本道はかつて「蝦夷地」と呼ばれていましたが、1869 年(明治 2 年)の 7 月 17 日に、松浦武四郎が「北加伊道」を含む 6 つの名前を候補とする意見書を明治政府に提案し、その後 8 月 15 日に、太政官布告によって「北海道」と命名されました。

## 2 定義

「北海道 150 年ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)は、北海道(以下「道」という。)に著作権を保有します。

本要綱において、「ロゴマーク」とは、本道が「北海道」と命名されてから 150 年目となる 2018 年に実施する「北海道 150 年事業」のシンボルとなる図案をいいます。

## 3 ロゴマーク

- ・ 「北海道 150 年」をわかりやすく伝え、親しみを抱かせる全体的に丸い柔らかい形です。
- ・ 北海道の明るい未来、四季折々の自然の色彩をイメージして、にぎやかで鮮やかな色を用いています。
- ・ 大小様々な色の「●」(マル)は、北海道に暮らすみなさまや、各地域の多様性を表現しています。
- ・ 白抜きやモノクロでの使用にも適しています。



## 4 使用目的

ロゴマークは、北海道 150 年事業(構成する個別の事業を含みます。)を PR する\*ことを目的に使用します。

※ ロゴマークの使用により、「北海道 150 年事業」の北海道内外への周知に寄与すると考えられる取組をいいます。

(使用例)

- ・ チラシやポスター、パンフレットなど、PR 目的の製作物での使用
- ・ 道内外への周知に寄与する商品やサービスにおける使用

ロゴマークを商品の主要な要素とする場合は、使用が認められない場合があります。また、ロゴマークの使用の事業者の事業の内容や、商品・サービスの品質などを保証するものではありません。

## 5 使用申請

- (1) 「北海道 150 年ロゴマーク使用申請書」(第 1 号様式)に、使用デザイン案を添付して、使用開始の 2 週間前までに道に申請してください。

また、道が承認した内容を変更する場合についても同様の手続きとなります。

- (2) 次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、申請は不要です。

ア 北海道 150 年事業実行委員会又はその構成団体が使用するとき

イ 北海道みらい事業に関連して使用するとき

ウ 「北海道みらいメンバーシップ」※に該当する者が使用するとき

※北海道みらいメンバーシップ (北海道 150 年事業実行委員会規約第 14 条)

パートナー	実行委員会が実施する事業との提携等を行う企業及び団体等で、プロジェクトチームのリーダー及び運営会議の構成員として実行委員会会長が指名する者
スポンサー	実行委員会の運営及び事業の実施等に必要な寄附等を行う企業及び団体等
サポーター	実行委員会の運営及び事業の実施等に必要な寄附や各種事業の運営補佐等を無償で行う個人
アドバイザー	実行委員会の運営及び事業の実施について、専門的見地から意見及びアドバイスを行うものとして、実行委員会会長が指名する者

エ 報道機関が報道のために使用するとき

オ 個人が営利目的以外で使用するとき (例：名刺への貼付、SNSでの発信など)

カ その他道が適当と認めるとき

## 6 使用の承認

- (1) 道は、5 の規定により申請書の提出があった場合は、「4 使用目的」に基づき審査し、申請者に対して使用の可否について文書で通知します。

- (2) 次の事項に該当する場合は、使用を承認しません。

ア 北海道 150 年事業の信用又は品位を害すると認められる場合

イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下、「暴力団」という。)、又は暴力団の構成員と認められる者からの申請の場合

ウ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合

エ 特定の政治活動、宗教活動や個人の売名行為に関する認められる場合

オ 消費者の利益を害すると認められる場合

カ その他道が使用を不適當と認める場合

- (3) 道は、使用を承認するにあたり、使用者に対して必要な条件を付すことがあります。

- (4) ロゴマークの使用は無料とします。

- (5) 使用の申請をした場合は、道が実施するロゴマーク使用状況の調査等に応じることを

承諾したものとみなします。

## 7 使用期間

ロゴマークを使用できる期間は、道が承認した日から平成 30 年 12 月 31 日までとします。ただし、当該期間内に製品等に付されたロゴマークについては、当該期間を超えて使用することができます。

## 8 使用上の留意事項

ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項に留意してください。

- (1) 使用の承認を受けた事項以外に使用しないでください。
- (2) 別紙「北海道 150 年ロゴマーク デザインマニュアル」を遵守してください。  
なお、デザインマニュアルに掲載されたパターン以外での使用を希望する場合は、申請書にその旨を記載してください。
- (3) 使用の承認を受けた権利を他人に譲渡、貸与できません。
- (4) 承認に係る製作物等がある場合は、その製作物等（完成品又は画像データ）を道に提出してください。
- (5) ロゴマーク使用に起因する事故及び第三者への損害等について、道は一切の責任を負いません。
- (6) 使用の承認を受けた内容による使用のほか、道に無断でロゴマークの複製、譲渡又は貸与を行うことその他道の著作権を侵害する行為は禁止します。

## 9 不適正な使用に対する措置

使用を承認した場合においても、虚偽の申請、承認の条件に反していることを確認した場合は、道は、その是正を命じるか、もしくは承認の取消しを行います。

## 10 個人情報の取扱い

- (1) 本要綱に基づき収集した個人情報については、ロゴマーク使用の取扱いに関する事務以外の用途には使用しません。
- (2) 使用承認を受けた個人の氏名又は法人・団体の名称、ロゴマークの使用目的及び使用方法等については、北海道 150 年事業記念誌などで公表する場合があります。ロゴマーク使用申請書を提出した者は、特段の申し出がない場合には、この取り扱いに同意したものとみなします。

## 11 その他

本要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、道が別に定めます。

この要綱は、平成 29 年 2 月 3 日から施行する。